

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 本議案につきましては、基本的には賛成の立場であります。具体的に法律の改正による条例の改正ということで、賛成の立場で討論させていただきますけれども、運用に当たって、やはり幾つか問題点があるのではないかというふうに考えたところでもあります。

1つは、いわゆるこの制度の施行によって、正規職員の職場がこの任用職員に置き換えられることが起こるのではないか。基本的に公務の仕事をした場合に、住民からの信頼性あるいは業務の公平性、それから継続性、そういったことを考えた場合に、あるいは専門性を考えた場合に、しっかりとまず基本的には正規職員を配置するという体制をとる必要があると。この体制の中で、安易にこの任用職員の数がふえるということになれば、こういった問題に対して住民からの信頼を失う可能性がありますので、そういう点については十分に配

慮をしていただきたいという点がまず1点でありますが、2点目は、例えばこの任用職員のみ職場ということが考えられるわけであります。その際に、いわゆるそこの運営されております施設の開設時間という問題が出てくるわけであります。

正規職員の配置がない中で、今までのような時間の開設が不可能という状況が発生するのではないかというふうに懸念をするわけでありまして、その際には、やはりその施設の利便性といいますか、今まであった時間のいわゆる開設ということに変更がある可能性が出てくるわけであります。その点については、十分にやはりこの施設の性格あるいは住民との関係等を検討した上で、できるだけそういった開設時間が短くなるようなことのないように対応する必要があるのではないかというふうに思いますので、今後、具体的な設定の中でそういう問題についての検討をお願いしたいし、具体的な事例についてはまた議会への報告をお願いしたいというふうに思っておるところであります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第62号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第69号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第70号 令和元年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第71号 令和元年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第72号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第73号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第74号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第75号 令和元年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第76号 令和元年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第77号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第13号 町議会として、秋田市新屋への地上イージ
ス配備反対の意見表明を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

陳情第13号 町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳
情についての報告書。

1、陳情の要旨。

秋田市新屋への地上イージス配備に反対の意見表明をしていただきたいというものであり
ます。

2、陳情採択の理由。

地域住民の合意がない住宅密集地のすぐそばへの地上イージス配備は、多くの秋田県民に
不安を与えることから、配備計画への反対は当然のことであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決し
た次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第13号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎決議案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、決議案第2号 秋田市新屋への地上イージス配備反対の決議提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本決議案は、さきの陳情第13号の採択によって決議しようとするものであります。

よって、決議案に関しては、決議書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより決議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

決議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第14号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第14号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情についての報告書。陳情の要旨。

ケアプラン有料化などの制度見直しの中止や介護従事者の処遇及び介護保険制度の改善のための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

高齢化が一層進展していく中で、経済的な心配をすることなく、必要な介護サービスが利用できる制度の見直しや、安心して介護をしていただけるための介護従事者の条件整備は、国の責任で行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第14号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第14号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、意見書案第8号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中
止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書提出についてを議
題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第14号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであ
ります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち
に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしまし
た。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、陳情第15号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第15号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についての報告書。

陳情の要旨。

若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度実現を図るための意見書を国に提出していた
だきたいというものであります。

陳情採択の理由。

健康で文化的な生活を送るためには、安心して暮らせる年金制度の実現が必要であること
から、年金引き下げの仕組みを改めるなど国の責任で改革を行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決し
た次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第15号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、意見書案第9号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第15号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、陳情第16号 お金の心配なく、国の責任で、安心してく
らせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情についての報告書を議題といたし
ます。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第16号 お金の心配なく、国の責任で、安心して
くらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情についての報告書。

陳情の要旨。

若者も高齢者も誰もが安心して暮らせる社会とするための社会保障制度の拡充を求める意
見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

憲法に保障された、全ての人が健康で文化的な生活を送るための社会保障制度の拡充は、
国の責任で行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決し
た次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第16号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第16号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第10号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、意見書案第10号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第16号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、陳情第17号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第17号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情についての報告書。

陳情の要旨。

医師養成定員減という政府方針を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえた医師数にふやすための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

高齢者人口の増加に伴い、医療需要の伸びに対応し住民が安心して暮らせるような救急医療や地域包括ケア体制の充実を図るための医師数の確保は、国の責任で行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第17号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第17号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第11号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、意見書案第11号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第17号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、陳情第18号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第18号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情についての報告書。

陳情の要旨。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設のための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

介護施設等の安全・安心を図るためには、職員体制や介護現場で働く労働者の処遇改善が必要であることから、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金の新設を、国の責任で行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第18号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第18号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第12号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、意見書案第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第18号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、陳情第19号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交

通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第19号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書についての報告書。

陳情の要旨。

公立・公的病院の医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合を行わないための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

県内の深刻な医師不足、公共交通機関の不便性、高齢化の進行などを考えれば、一律の基準だけで再編・統合を判断するのは早計であり、政府が進める地方創生にも逆行するものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第19号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第19号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第13号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、意見書案第13号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第19号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、意見書案第14号 西十和田トンネル（仮称）早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。

議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思われまますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第27、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和元年第5回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時56分